

1 事業者向け 原油価格・物価高騰対応給付金

対象となる事業者

令和5年8月1日時点で、町内に事業所を有し、日本標準産業分類(以下「産業分類」)の大分類に記載する次の業種に該当する事業者で、令和4年分の年間事業収入額が100万円以上であり、事業収入を申告している者。

- | | |
|---|--|
| ① 林業 | ⑨ 不動産業、物品賃貸業 |
| ② 漁業 | ⑩ 学術研究、専門・技術サービス業(※1) |
| ③ 建設業 | ⑪ 宿泊業、飲食サービス業 |
| ④ 製造業 | ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業 |
| ⑤ 情報通信業 | ⑬ 教育、学習支援業 |
| ⑥ 運輸業、郵便業 | ⑭ 医療、福祉 |
| ⑦ 卸売業、小売業 | ⑮ サービス業(他に分類されないもの)(産業分類の中分類に記載する政治・経済・文化団体、宗教、外国公務を除く。)(※2) |
| ⑧ 金融業、保険業(産業分類の中分類に記載する銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等を除く。) | |

※1の例：司法書士事務所、公認会計士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、広告業、獣医業、測量業、写真業など
 ※2の例：廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、警備業など

申請書類

- 申請様式は次の場所で受け取ってください。
- 町産業経済課窓口(役場2階12番窓口)
 - 町ホームページ

申請書および添付書類	①	事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金支給申請書兼口座振込依頼書(様式第1号)	全ての申請者
	②	令和5年5月期から7月期の売上等がわかる書類	
	③	令和4年分の年間事業収入額(不動産収入額を含む)が100万円以上であることがわかる書類(確定申告書または住民税申告書に添付する事業収入額が記載されている書類の写し)	
	④	店舗名等が入った事業所の外景および内景の写真並びに町内での事業活動がわかる書類(そのほか町から提出を求められた書類)	法人事業者
	⑤	振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写し	
	⑥	直近の法人税の確定申告書(一式)の写し	個人事業者
	⑦	令和4年分確定申告書(一式)の写し又は住民税申告書の写しおよび業種名を記載した収支内訳書の写し	
	⑧	本人確認資料(マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等)	

※令和4年度の「事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金」を受給した事業者は、④、⑤、⑧の添付書類を省略することができます。ただし、振込先を変更する事業者は、⑤も必要になります。

※このほかにも、書類が必要となる場合があります。詳細については、町ホームページをご覧ください。



申請・問い合わせ先
 産業経済課商工観光係(32)3113

「1 事業者向け・2 農業者向け 原油価格・物価高騰対応給付金」 事業を始めます

町では、原油価格・物価高騰の影響を受けている町内事業者・農業者の経営支援を目的として、町独自の給付金を支給します。



共通事項

令和4年分の年間事業収入額または年間農業収入額		支給額
100万円以上500万円未満の事業者・農業者		5万円
500万円以上1,000万円未満の事業者・農業者		10万円
1,000万円以上の事業者・農業者		15万円
かん水組合	ポンプ所有数が1基の組合	5万円
	ポンプ所有数が2基の組合	10万円
	ポンプ所有数が3基の組合	15万円

原則、申請者(事業者)の指定口座へ振り込みます。

申請方法

申請書様式および添付書類を申請期限までに町産業経済課商工観光係または農政係へ窓口持参により提出してください。申請書様式は、町ホームページ上からダウンロードするか、窓口などで受け取ってください。(21ページ・22ページ「申請書類」参照)

申請期間

9月1日(金)から12月22日(金)まで